「紀の川市プレミアム付商品券」取扱事業者募集要項

平成３１年１０月の消費税・地方消費税率１０％への引上げによる影響緩和措置として、低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券を販売するにあたり、取扱事業者を公募いたします。

１．事業の内容

【発行者】　紀の川市

【購入対象者】

（１）紀の川市民のうち２０１９年度住民税非課税者　※一部条件を除く

（２）紀の川市民のうち３歳未満の子が属する世帯主　※一部条件を除く

【概要】

（１）制度限度額　　：券面額２．５万円

（２）割引率　　：２０％（プレミアム補助額５千円）

　　取扱店負担額　：０％

（３）発行内容　　：額面５００円×１０枚綴り×申請者数

（４）販売期間　　：２０１９年１０月１日から２０２０年２月２８日まで

（５）利用期間　　：２０２０年３月１５日まで

２．商品券の利用対象とならないもの

○出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

○有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入

○たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第２条第１項第３号に規定する製造たばこの購入

○現金との換金、金融機関への預け入れ

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い

○特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

○商品券の交換及び売買

３．商品券取扱い厳守事項

○商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。

○商品券と現金の交換は禁止しています。

○商品券面額以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。
○不足分は現金等で受け取って下さい。
○利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
○商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

４．参加資格

紀の川市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

ただし、次の事業者を除きます。

○特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっているもの
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）が営業をおこなっているもの
○上記２.「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

５．参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

○利用可能店舗であることが明確になるよう。掲示ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
○利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認をして下さい。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに紀の川市役所商工労働課へ報告して下さい。
確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知して下さい。
○商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
○プレミアム付商品券事業の運営にご協力下さい。

６．申し込みについて

○申し込み方法
希望される方は、この募集要項に同意のうえ、別紙「取扱業者登録申請書」に必要事項を記入捺印し、次の宛先まで郵送して下さい。
・〒６４９－６４９２
紀の川市西大井３３８番地　　紀の川市役所商工労働課　宛て

○申込期間

２０１９年４月１日から２０１９年７月３１日まで（7/31 消印有効）

○取扱事業者の決定

申込のあった事業者については、審査を経て承認し、結果は郵送で通知します。

７．取扱事業者について

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金の生じた場合は請求する可能性があります。

８．換金について

○受け取った商品券は、換金伝票へ整理し紀の川市役所商工労働課へ提出して下さい。

○枚数を相互に確認した後、受領書を受け取り下さい。

○再度審査した後、月末若しくは翌月の１５日前後に指定の口座へ振り込みます。

○換金請求期限は２０２０年３月３１日までとします。期間を過ぎての換金には一切応じられません。

（問合せ先）

紀の川市役所商工労働課

〒６４９－６４９２　紀の川市西大井３３８番地

電　話：０７３６－７７－２５１１

ＦＡＸ：０７３６－７７－０９１７

9:00～17:30（土、日、祝日を除く）